

当協会では、年間約8,000件の会員企業の労務相談に、社会保険労務士等の10名の相談員が対応し、相談専用ダイヤル『企業の労働110番』も設置しております。

の無料講習「労働実務基礎講習」に参加された、会員企業の総務課長さんであつた。

「講習で『長年ほつたらかしの』塩づけ就業規則”では労働トラブルの防止はできず、法改正、社内制度の変更に対応した小まめな改訂が必要」との説明があつた。

早速、自社の就業規則の最終改訂日を確認したら10年前であつた。今の方令に合致し誤りがないか確認して欲しい」とのご相談であつた。そこで、就業規則をお持ちいただき、社内制度の現状をお聞きしながら確認を行つた。

ご心配は的中し、割増賃金率、高齢者の雇用確保措置、育児・介護休業制度等の法改正に対応した条文が未整理である。また、営業職員の割増賃

金は営業手当に含まれるとの説明であつたが、その金額が明記されておらず、賃金不払残業と見なされる恐れがある。メンタル不調者への対応で問題となる休職規定も、復職に関する記載が全くな

らなくとも、同意しなくとも、その適用を拒否することはできない（秋北バス事件 昭和43年最高裁）。

就業規則はいわば“企業の法律”です。経営者、管理者、一般労働者がこれを知り、守ることにより、企業の秩序を維持し、労働者の行動規範とし、多くの労働トラブルを防ぐことがで

きます。労使紛争の交渉で、真っ先に提示が求められるのが就業規則です。しかし、その記載に誤りがあれば、“企業の法律”としての効果がなくなります。

労働に関することは、『企業の労働110番』(052)961-7110 企業の労働何でも110番』までご相談ください。専門相談員が企業の立場でご相談に応じます。

### ご存知ですか？ 就業規則の「松・竹・梅」



い。法の内容と考えられるトラブルをご説明し、関係資料と就業規則の規定例をお渡ししたが、指定事項は50箇所を超えた。就業規則の条項が合理的なものであれば、個々のメニューように、「松竹梅」のランクがあると思います。

就業規則には、飲食店のメニューように、「松竹梅」のランクがあると思います。タイトル・浅井健史

梅（並といより下）は、変化に対応しない「ただあるよ」という塩づけ就業規則。

竹（上）は、法改正や社内制度の変更に対応した就業規則。

松（特上）は、労働トラブルを防止し、労働者のやる気を引き出す就業規則。

就業規則は労務管理の根幹であり、企業の繁栄を左右する重要なものです。塩づけ就業規則でないか定期的に確認をし、より良いものへの改訂を目指してください。

初冬とは思えない、あらぬ暖かい日の午後、特徴のある着信コードが鳴つた。

「はい、こちら企業の労働110番です」電話の主は、先日協会